

# 環境保全小美玉市民会議規約

(名称)

第1条 この会議は、環境保全小美玉市民会議（以下「市民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 市民会議は、市民が環境保全活動を推進することにより、郷土の美しい自然を守り持続的に快適な生活環境を築くことを目的とする。

(事業)

第3条 市民会議は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行なう。

- (1) 環境の保全に関する実践活動を推進すること。
- (2) 環境の保全に関する意義の高揚を図ること。
- (3) 環境の保全に関する施策に対する提案をすること。
- (4) 家庭排水浄化を推進すること。
- (5) 環境美化、資源リサイクル、緑化等の市民運動の推進。
- (6) 環境保全に関する情報の収集及び提供。
- (7) その他市民会議の目的を達成するために必要な事業。

(構成)

第4条 市民会議は、環境保全に賛同する団体及び個人、市その他の公共機関をもって構成する。

(役員)

第5条 市民会議に次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 3名
- (3) 幹事 9名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 役員は総会で互選する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年(総会から翌々年度の総会まで)とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員が生じたときは、補欠によって就任した者の任期は、前任者の残りの期間とする。

(役員職務)

第8条 議長は市民会議を代表し、その運営を総括する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 幹事は、市民会議の運営及び実践活動に関する協議をする。
- 4 監事は、市民会議の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(会議)

第9条 会議は総会及び役員会とし、総会は年1回開催するほか必要に応じ議長が招集する。

2 会議の議事は出席者の過半数をもって成立する。ただし、可否同数のときは議長が決する。

3 前項の議事は書面による協議に代えることができる。

(会議事項)

第10条 総会は、次の各号における事項を審議する。

(1) 市民会議の事業及び予算並びに決算に関すること。

(2) 規約の変更及び廃止に関すること。

(3) 役員を選任に関すること。

(4) その他総会に必要な事項に関すること。

2 議長は、総会で審議する事項について、あらかじめ役員の見解を聞く。

(事務局)

第11条 市民会議の事務局は、小美玉市役所 環境課内に置く。

(経費)

第12条 市民会議の経費は、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 市民会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2年7月8日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5年6月29日から施行する。